

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の全部改正について

1 条例の改正理由

現下の厳しい雇用情勢等に鑑み、平成24年度限りで失効期限を迎える企業立地等事業補助金について、平成25年度以降も交付を継続することとし、併せて補助金の区分の簡素化を図る等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 企業立地事業補助金（補助率：投下固定資産額のうち20億円までの部分10パーセント、20億円を超える部分15パーセント、初年度賃借料の50パーセント）の交付限度額を次のとおり引き上げる。
 - ア 増加労働者数が30人以上である事業 30億円（現行 投資額及び増加労働者数に応じ10億円から30億円）
 - イ アの事業以外の事業 5億円（現行 2億円）
- (2) 企業立地等事業の認定の要件に、認定を受けようとする企業立地等事業及びそれによって営もうとする事業の計画が適当であることを加える。
- (3) 企業立地等事業の認定の手続等を定める。
- (4) 大規模な災害によって現に有する工場等の操業が困難になっている者が行う企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額の加算を廃止する。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動が活発に実施されるようにするため、特定非営利活動として当該活動を加えるとともに、多様化が著しい地域の課題や住民ニーズに対して新しいサービスや質の高いサービスが提供されるようにするため、個々の非営利公益活動の促進に加えて協働による非営利公益活動の推進が有効であることを定める等の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

特定非営利活動法人の主たる目的とすることができる特定非営利活動として、「鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動」を定める。
- (2) 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正
 - ア 非営利公益活動団体、県民、市町村及び県は、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力する協働の有効性について認識を深めることを基本理念として、非営利公益活動を促進するものとする。
 - イ 県が非営利公益活動団体等と協働を行おうとするときは、事業目的、役割分担等を十分に協議するよう努める。
 - ウ 県が非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するための措置として、非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備並びに知識及び技能の習得の機会の提供等を行うことを明記する。
 - エ 非営利公益活動の定義を改正後の特定非営利活動促進法及び同法施行条例と整合させるなど所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大のため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期間を5年間延長する。
- (2) 中心市街地の活性化に関する法律に基づく不動産取得税の不均一課税の対象期間が終了したことに伴う所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期限を平成30年3月31日（現行 平成25年3月31日）までとする。
- (2) 中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする(3)の一部を除き、公布日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 公立学校の教諭、養護教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事するときに支給する教員特殊業務手当について、支給の対象とする業務の見直しを行う。
- (2) 組織の見直しによる生活環境事務所の設置に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 教員特殊業務手当の対象から特別支援学校又は特別支援学級における児童又は生徒に対する直接指導の業務を除外する。
- (2) 種雄牛馬等取扱手当、狂犬病予防等業務手当及び環境衛生検査等業務手当の支給対象に、生活環境事務所に勤務する職員を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

国家公務員の退職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引き下げる。

2 条例の概要

- (1) 退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行 100分の104）とする。
- (2) 平成20年度に給料月額の特例改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

業務の円滑な実施に必要な組織体制が確保された公益的法人等への職員の派遣を行わないこととすることに伴い、当該公益的法人等を職員を派遣することができる公益的法人等から削る。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣することができる公益的法人等から公益財団法人鳥取県体育協会を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成25年4月1日とする。